

習志野市立第二中学校後援会 会則

（名称及び編成）

第1条 本会は「習志野市立第二中学校後援会」と称し、本会則第3条の目的に賛同する会員をもって組織する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、習志野市立第二中学校に置く。

（目的）

第3条 本会は、本校生徒がより充実した学校生活を送り、円滑に学習できるよう、文化活動の向上及びスポーツの振興を図るための諸活動を支援することを目的とする。

（会計）

第4条 本会は、会員の会費及び寄付金をもって運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 本会は、前条に定める会計とは別に、全国大会以上の大会に出場する、運動部及び文化部の生徒に対し、その交通費及び宿泊費等を補助することを目的として、募金活動を行うことができる。

2 前項の基金は、習志野市立第二中学校選手等派遣基金と称する。

第6条 本会は、毎年度の総会において、第4条及び第5条の会計報告を行う。

（役員及び運営）

第7条 本会は、会長1名、副会長3名（本校教頭を含む）、会計2名及び会計監査2名の役員を置き、役員会を構成して本会の運営にあたる。

2 役員は、総会の承認を得て選任する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 副会長のうち1名は、現PTA役員を充てるものとする。

5 本会は、相談役として顧問及び委員を置くことができる。

（事業）

第8条 本会は、次の事業を行う。

1 第3条の目的達成のための諸事業。

2 習志野市立第二中学校選手派遣基金運用。

3 地域連携及び学校支援の充実を図る為、広く参加を募る活動（以下「絆の会」という。）の実施。

4 前号の活動に関する収益及び経費の管理。

（習志野市立第二中学校選手等派遣基金）

第9条 この基金の運用は、次のとおりとする。

1 全国大会以上の大会に出場する部員を対象にする。

3 交通費及び宿泊費を補助する。

4 補助内容の細部については、役員の協議により決定する。

（総会）

第10条 総会は、毎年4月に開催する。

（会則の改正）

第11条 本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の賛成をもって行う。

（附則）

1 本会則は、平成17年4月20日より施行する。

2 本会則は、令和7年4月18日より一部改正施行する。